

広島県告示第九百三三号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成二十一年十月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地
医療法人秀明会 小池病院	福山市明治町一〇番五号